







平成
30年度
補正予算

社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備 導入支援事業費補助金

補助対象について

 対象事業者	 補助対象経費
<p>家庭用需要を除く全業種 (リース・エネルギーサービス等も対象)</p>	<p>設計費・既存設備撤去費・新規設備機器費・ 新規設備工事費・敷地内ガス管敷設費</p>
 補助率	 補助金上限額
<p>①中小企業者(みなし大企業を除く): 補助対象経費の2/3以内</p> <p>②上記以外のもの: 補助対象経費の1/2以内</p>	<p>左記①の事業者:3.4億円/1補助事業</p> <p>左記②の事業者:2.55億円/1補助事業</p>

公募期間



平成31年〇月〇日～平成31年〇月〇日

スケジュール

公募期間、スケジュール
等は確定次第公開！

公募開始	〇月〇日
公募説明会	〇月〇日～〇月〇日(身元保証書提出)
公募締切	〇月〇日
交付決定	〇月〇旬頃
事業開始	交付決定日以降
事業完了(実績報告書提出)	事業完了後30日以内または平成32年〇月〇日のいずれか早い日まで
補助金交付	確定検査後
利用状況の報告	補助事業完了の翌年度4月1日から1年間の実績を報告

詳しくは、ホームページをご覧ください。

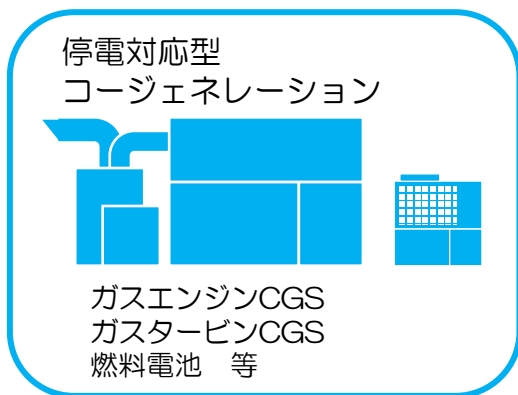
<http://www.gasproc.or.jp>



対象設備要件

- 1) 設備を導入して天然ガスを主原料とするガスを使用すること。
- 2) 政府想定地震対象エリア及び政令指定都市等の大都市等に設置されること。
 - ・政府想定地震
 - ①南海トラフ地震
 - ②首都直下地震
 - ③日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震
 - ④中部圏・近畿圏直下地震
 - ・熊本地震・北海道胆振東部地震の被害地域
 - ・政令指定都市・特別区、中核市、特例市、県庁所在地、中枢中核都市
- 3) 系統電力の停電時に、発電を開始または継続できる設備であること。
- 4) 導入後の対象設備に運転状況を確認するために必要な専用の計測装置を取り付けること。
- 5) 下記のいずれかの施設に設置されること。
 - (ア) 災害時に避難所として活用される国や地方自治体の防災計画指定の施設、国や地方自治体と協定を締結している(見込みも含む)帰宅困難者受入施設
 - (イ) 災害時に機能維持する必要性のある施設(救急指定病院・地域医療支援病院など国や地方公共団体が認定または指定する医療施設、ただし災害拠点病院、救命救急センター、周産期母子医療センターを除く。福祉避難所、地方自治体等の施設)
 - (ウ) 国や地方自治体と震災時の物資提供の協定や災害時の協定を締結している(見込みも含む)工場・事業場
 - (エ) その他審査委員会が認めた施設

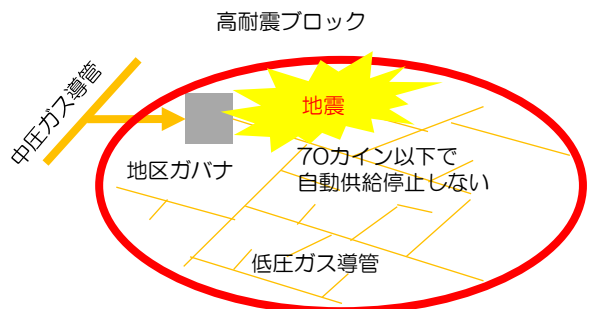
補助対象設備



中圧ガス導管等でガス供給を受けている災害時にも対応可能な天然ガス利用設備

中圧ガス導管等

- 都市ガスの**中圧供給**
供給約款に定める低圧の最高圧力を超える圧力
- **供給継続性の高い低圧供給**
都市ガス供給事業者が供給停止判断基準をSI値70カインとしている低圧エリア
- 低圧供給を受けていて**移動式ガス発生設備**を保有



一般社団法人 都市ガス振興センター 事業部 天然ガス化普及促進グループ
105-0004 東京都港区新橋3-7-9 川辺ビル5階
TEL:03-6435-7692 FAX:03-3591-8110



[月～金]9:00～17:20(12:00～13:00を除く)
(祝祭日・5/1・12/29～1/4を除く)